事 務 連 絡 令和2年4月22日

各地方運輸局自動車技術安全部管理課長 殿 四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官 殿 沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

> 自動車情報課OSS企画班長 登 録 班 長 自動車登録管理室運用保全班長

新型コロナウイルス感染症対策に伴うOSS申請の一時的な取扱いについて

現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム(OSS)では、警察署長からの車台番号照会後30日以内に、完成検査終了証兼譲渡証明書が登録情報処理機関に提供されて車台番号が確定しない場合には、申請が却下される仕様となっております。これに伴い、窓口で一般希望番号を型式で予約申込を行ったOSS申請に係る希望番号予約済証について有効期限(30日)を超過する可能性があります。

今般、自動車販売業界より、新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴う休業要請等により自動車の生産に遅れが生じており、車台番号照会後30日以内に車台番号を確定することが困難な事例が発生しているとの連絡があったことから、事案の性質に鑑み、令和2年4月8日から5月31日までの間に有効期限が満了する当該希望番号予約済証については、6月1日までの間(但し、令和2年5月11日に新たなご当地ナンバーの交付が開始される地域については、5月8日までの間)、下記のとおり対応いただけますようお願いします。

なお、当該取扱いについて、(一社)全国自動車標板協議会及び(一社)日本自動車 販売協会連合会と調整済みである旨、念のため申し添えます。

記

希望番号予約済証の有効期限が超過した申請については、支局端末上で自動審査から審査(決裁可能件数)に回ります。通常、添付書類の期限切れについては「却下」いただいておりますが、希望番号予約済証の有効期限切れの案件につきましては、「通知入力」を押下し、却下通知をクリアして登録するようお願いします。(詳細につきましては別紙操作手順をご確認ください。)